

入札説明書

山形市上野最終処分場第二期整備事業に伴う第二期整備工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当課等

山形市まちづくり政策部建設契約課 工事契約係

山形市旅籠町二丁目3番25号 電話 023-641-1212 内線 462・463 番

2 入札日程等

手続等		期間・期日・期限等	場所	手続の方法
(1)	入札参加資格確認申請	令和7年10月2日(木)から 令和7年10月15日(水) 正午まで	山形市電子入札システムによる	4のとおり
	入札参加資格確認申請書類の提出		建設契約課	
(2)入札参加資格確認結果通知		令和7年10月20日(月)		5のとおり
(3)非資格理由説明要求		令和7年10月24日(金) 午後4時まで	建設契約課	6のとおり
(4)非資格理由回答期限		令和7年10月27日(月)		
(5)設計図書等の閲覧		令和7年10月2日(木)から 令和7年10月30日(木)まで	7のとおり	7のとおり
(6)設計図書等に対する質問受付		令和7年10月2日(木)から 令和7年10月30日(木)まで	8のとおり	8のとおり
(7)上記質問に対する回答書の閲覧		回答を行った日から 令和7年10月30日(木)まで	建設契約課	
(8)入札書の受付		入札公告2(1)のとおり	山形市電子入札システムによる	10のとおり
(9)開札		入札公告2(2)のとおり	入札公告2(3)のとおり	

(注) 上記期間は、特に指定する場合を除き、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（電子入札システムによる手続については、午前8時から午後10時まで）とする。

3 入札参加資格に関する事項

(1) 入札公告で指定された期日までに申請書及び添付書類を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 配置予定技術者

配置予定技術者に関しては、次の点に留意すること。

- ① 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ② 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。
- ③ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。
- ④ 同一技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やか

に契約担当者に報告すること。

- ⑤ 配置予定の技術者は、入札参加資格の確認申請日において、本件工事以外の専任を要するすべての工事に主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、本件工事の着工時までに、当該技術者が配置されている工事の完成及び引渡し完了の見込みである場合は、この限りでない。
- ⑥ 配置予定の技術者は、参加資格確認申請書を提出する日の前3か月以上の雇用期間があること。

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札への参加を希望する者は、山形市電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うとともに、次の(2)に掲げる書類を、入札公告の4に従って提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - ② 共同企業体協定書（様式2）
 - ③ 委任状（様式3）
 - ④ 配置予定技術者の資格及び工事の経験書（様式4）
 - ⑤ 上記の技術者の国家資格者証又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
 - ⑥ 上記の技術者の雇用関係が確認される書類（健康保険被保険者証等）の写し
 - ⑦ 工事实績調書（様式5）
 - ⑧ 上記の工事实績を証明する書類（工事履行証明書、契約書の写し又はC O R I N S登録工事については工事实績カルテの写し及び工事概要のわかる特記仕様書等の写し）
 - ⑨ 建設業の許可書の写し
 - ⑩ 経営規模等評価結果通知及び総合評定値通知書（直近のもので、かつ、審査基準日が本申請の提出期限前1年7か月以内のもの）の写し
- (3) 提出書類は、上記番号順にA4判のフラットファイル（緑色）につづり込んで提出すること。（ファイルの表紙・背表紙に工事名・入札参加資格確認申請者名を記載すること。）

5 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格確認結果通知については、2(2)で示す期日に本人に通知する。

6 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者がその理由について説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、2(3)で示す期日までに、2(3)で示す場所に提出するものとする。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者から、その理由について説明を求められた場合は、2(4)で示す期限までに、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

7 設計図書等の閲覧

本件工事に係る設計図書等は、2(5)で示す期間に、電子データにより閲覧に供する。

なお、設計図書等電子データの閲覧に係るインターネットサイトURL及びパスワードについては、入札公告3(3)ア（ア）、（イ）に示す要件又は入札公告3(3)イ（ア）、（イ）に示す要件を満たす全ての者に対して、電子メールで送付する。

8 本件工事に係る設計図書等に対する質問等

- (1) 本件工事に係る設計図書等に対して質問がある場合は、設計図書等に対する質問書（様式5）を、2(6)で示す期間に、以下のいずれかの方法により提出するものとする。
 - ① 持参による提出：山形市役所9階 まちづくり政策部建設契約課
 - ② F A Xによる提出：F A X番号 0 2 3 - 6 2 4 - 9 9 0 2
 - ③ 電子メールによる提出：e-mail kensetsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp
- (2) 質問に対する回答は、質問者に通知するとともに次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧の期間
2(7)で示す期間
 - ② 閲覧の場所
2(7)で示す場所

9 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めること

がある。

- (2) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。

10 入札方法等

- (1) 入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号（3桁の任意の数字）等必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
- (3) 本件入札については、山形市最低制限価格制度を適用する。
- (4) 入札の回数は、1回とする。

11 紙入札の場合の手続

- (1) 本件入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札について市長の承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続は、運用基準により、「紙入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を入札公告2(1)の初日の2日前日（休日を除く。）の午後5時までにまちづくり政策部建設契約課に持参し提出すること。
- (2) 紙入札に係る書類の提出方法
- ア 紙入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出方法
- 紙入札参加者は、4(2)の提出書類をまちづくり政策部建設契約課に持参し、紙入札参加承諾通知を提示のうえ提出すること。
- イ 紙入札参加者の入札方法等
- 紙入札においては、次の書類を、入札公告2(1)の期間内にまちづくり政策部建設契約課に持参し、紙入札参加承諾通知及び競争参加資格確認通知を提示し提出することとする。
- (ア) 入札書（山形市電子入札運用基準別記様式第3号）は、「入札書用封筒」に封かんのうえ、封筒の表面に「入札書」の文字、工事名、住所及び商号又は名称を記載すること。
- (イ) 工事費内訳書は、「工事費内訳書用封筒」に封かんのうえ、封筒の表面に「工事費内訳書在中」の文字、工事名、商号又は名称、担当者名、電話番号及びFAX番号を記載すること。

12 落札者の決定

2者以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。

13 入札の無効

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなったものを含む。）のした入札
- (2) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない書面入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- (10) 入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

14 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札を辞退する場合は、開札までに辞退届を提出するものとする。
- (2) 入札への参加を辞退する者は、入札前においては電子入札システムにおける辞退届を、入札後開札までにおいては辞退申請書により手続きするものとする。

- (3) 電子入札システムによる辞退届をする者は、辞退届を送信した後、辞退理由書を 8(1)に示すいずれかの方法により提出するものとする。
- (4) 電子入札システムを使用しない辞退及び紙入札参加者は、入札辞退届を 8(1)に示すいずれかの方法により提出するものとする。

15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約を締結する際には、次のいずれかの保証を必要とする。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保の納付
 - ③ 金銭保証人
 - ④ 履行保証保険
 - ⑤ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

16 契約条項等

山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）及び同規則別記建設工事請負契約約款については、山形市のホームページに掲載するほか、建設契約課（山形市役所 9 階）において閲覧することができる。

17 前払金の支払

令和 7 年度あり、令和 8 年度あり、令和 9 年度あり（山形市契約規則第 10 条の規定に基づき行う。）

18 部分払

令和 7 年度あり、令和 8 年度あり、令和 9 年度なし（山形市契約規則第 11 条の規定に基づき行う。）

19 支払い限度額

令和 7 年度あり（約 0.5%）、令和 8 年度あり（約 27.5%）、令和 9 年度あり（約 72.0%）

20 契約の締結

- (1) 本件工事に係る請負契約の締結については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例（昭和 39 年山形市条例第 29 号）第 2 条の規定により、議会の議決を要する。
- (2) 落札決定の通知を受けた日から 5 日以内に仮契約を締結し、議会の議決を経て、本契約とするものとし、その旨別途通知する。
- (3) 落札決定から議会の議決を経るまでの間に落札者が次のいずれかに該当したときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。
 - ① 入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - ② 本市から指名停止の措置を受けたとき。
 - ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の命令を受けたとき。
- (4) 本件工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。